

行政書士しずおか

2018 春号 No.291



「石部の棚田」(松崎町)

富士支部 柴田 肖子 会員

- ・ 新年度を迎えて
- ・ 行政書士ADRセンター静岡の誕生
- ・ 私の目指す行政書士像



静岡県行政書士会



平岡康弘会長



児島良孝政連会長



足立裕明コスモス静岡県支部長

[ご祝辞をいただいたご来賓の皆様]



静岡県議会副議長山田誠様



衆議院議員塩谷立様



衆議院議員大口善徳様



参議院議員榛葉賀津也様



参議院議員牧野京夫様



参議院議員片山さつき様



衆議院議員宮澤博行様



参議院議員平山佐知子様



日本行政書士会連合会会長遠田和夫様

平成30年新年賀詞交歓会

御来賓

- | | | | |
|----------------|----------------|-------------------------------|-----------|
| 静岡県議会 副議長 | 山田 誠 様 | 静岡産業大学 副学長 | |
| 衆議院議員 | 上川 陽子 様 | 情報学部学部長 | 堀川 智廣 様 |
| | 代理 秘書 村松 潮見 様 | 国立大学法人静岡大学 大学院法務研究科長 | |
| 衆議院議員 | 塩谷 立 様 | 地域法務実践センター長 教授 | 恒川 隆生 様 |
| 衆議院議員 | 望月 義夫 様 | 公益社団法人静岡県国際経済振興会 会長 | 吉林 章仁 様 |
| | 代理 秘書 一ノ宮 正太 様 | 代理 シニアコーディネーター | 生嶋 仁 様 |
| 衆議院議員 | 渡辺 周 様 | 日本行政書士会連合会 会長 | 遠田 和夫 様 |
| | 代理 秘書 増山 敬一 様 | 日本行政書士政治連盟 会長 | 山下 寛 様 |
| 衆議院議員 | 大口 善徳 様 | 代理 副会長 | 高杉 千河 生 様 |
| 衆議院議員 | 細野 豪志 様 | 日行連関東地方協議会 会長 | 相羽 利子 様 |
| | 代理 秘書 太田 智士 様 | 新潟県行政書士会 会長 | 相羽 利子 様 |
| 衆議院議員 | 城内 実 様 | 東京都行政書士会 会長 | 常住 豊 様 |
| | 代理 秘書 河村 悠吏 様 | 代理 副会長 | 森山 潤 様 |
| 衆議院議員 | 井林 辰憲 様 | 神奈川県行政書士会 会長 | 水野 晴夫 様 |
| | 代理 秘書 井上 篤 様 | 千葉県行政書士会 会長 | 中村 利雄 様 |
| 衆議院議員 | 宮澤 博行 様 | 代理 副会長 | 芳賀 良子 様 |
| 衆議院議員 | 勝俣 孝明 様 | 茨城県行政書士会 会長 | 國井 豊 様 |
| | 代理 秘書 卯月 輝 様 | 代理 副会長 | 郡司 孝夫 様 |
| 参議院議員 | 榛葉 賀津也 様 | 栃木県行政書士会 会長 | 横山 眞 様 |
| 参議院議員 | 牧野 京夫 様 | 代理 副会長 | 毛塚 勝行 様 |
| 参議院議員 | 岩井 茂樹 様 | 埼玉県行政書士会 会長 | 荒岡 克巳 様 |
| | 代理 秘書 吉田 能江 様 | 山梨県行政書士会 会長 | 岡 伸 様 |
| 参議院議員 | 片山 さつき 様 | 代理 副会長 | 依田 雅彦 様 |
| 参議院議員 | 平山 佐知子 様 | 静岡県社会保険労務士会 会長 | 岡田 順二 様 |
| 前衆議院議員 | 小山 展弘 様 | 一般社団法人静岡県中小企業診断士協会 会長 | 大石 育三 様 |
| | 代理 安田 幸祐 様 | 一般社団法人静岡県建築士事務所協会 会長 | 遠藤 正幸 様 |
| 静岡県議会議員 | 鳥澤 由克 様 | 静岡県土地家屋調査士会 会長 | 赤堀 一通 様 |
| 静岡県議会議員 | 吉川 雄二 様 | 静岡県司法書士会 会長 | 杉山 陽一 様 |
| 静岡県議会議員 | 早川 育子 様 | 代理 副会長 | 古橋 清二 様 |
| 静岡県議会議員 | 鈴木 澄美 様 | 静岡県司法書士政治連盟 会長 | 早川 清人 様 |
| 静岡県議会議員 | 伴 卓 様 | 代理 副会長 | 山崎 敏弘 様 |
| 静岡県議会議員 | 盛月 寿美 様 | 公益社団法人静岡県建築士会 会長 | 佐藤 博行 様 |
| 静岡県議会議員 | 深澤 陽一 様 | 公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 | 伊藤 彰 様 |
| 静岡県議会議員 | 天野 進吾 様 | 公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部 | |
| 静岡県議会議員 | 天野 一 様 | 公益社団法人不動産保証協会静岡県本部 本部長 | 前田 忠浩 様 |
| 静岡県議会議員 | 高田 好浩 様 | 静岡商工会議所 会頭 | 酒井 公夫 様 |
| 静岡県議会議員 | 前林 孝一良 様 | 代理 理事 | 松下 友幸 様 |
| 静岡県議会議員 | 佐地 茂人 様 | 静岡県中小企業団体中央会 会長 | 諏訪部 敏之 様 |
| 静岡県議会議員 | 佐野 愛子 様 | 代理 総務部長 | 真野 匡雄 様 |
| 静岡県議会議員 | 落合 愼悟 様 | 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 会長 | 鈴木 洋佑 様 |
| 静岡県議会議員 | 河原崎 聖 様 | 代理 副会長 | 岩間 雄一 様 |
| 静岡県議会議員 | 藪田 宏行 様 | 株式会社日本政策金融公庫静岡支店 支店長兼中小企業事業統轄 | 風間 美男 様 |
| 静岡県議会議員 | 宮城 也寸志 様 | 代理 上席代理 | 高橋 洋 様 |
| 静岡県議会議員 | 渡瀬 典幸 様 | 島田信用金庫 理事長 | 市川 公 様 |
| 静岡県議会議員 | 三ッ谷 金秋 様 | 代理 常任理事 | 飯塚 誉之 様 |
| 静岡県議会議員 | 江間 治人 様 | (有)全行団 代表取締役 | 太田 光三郎 様 |
| 静岡県議会議員 | 岡本 護 様 | 代理 シニアアドバイザー | 大森 いづみ 様 |
| 静岡県議会議員 | 山崎 真之輔 様 | 東京海上日動火災保険株式会社 広域法人部 部長 | 宮澤 保 様 |
| 静岡県議会議員 | 小楠 和男 様 | 代理 法人第二課 課長 | 石橋 健 様 |
| 静岡県議会議員 | 渥美 泰一 様 | 主任 | 村上 昂永 様 |
| 静岡県議会議員 | 阿部 卓也 様 | 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部 部長 | 片岡 俊彦 様 |
| 静岡県行政書士会 顧問弁護士 | 青島 伸雄 様 | 代理 代理副長 | 山崎 貴弘 様 |
| 学校法人常葉学園 常務理事 | 木宮 岳志 様 | 株式会社ワイズ 代表取締役社長 | 福澤 直樹 様 |
| 常葉大学法学部 法学部長 | 細川 壯平 様 | 一般財団法人建設業情報管理センター 東日本支部 支部長 | 井関 徹 様 |
| 代理 公務員対策センター長 | 島田 久美子 様 | 代理 東日本支部分析課長 | 伊藤 栄 様 |
| | | 静岡県行政書士会 名誉会長 | 宮本 達夫 様 |

CONTENTS

平成30年度賀詞交歓会	1
新年度を迎えて	会長 平岡 康弘…… 3
行政書士ADRセンター静岡の誕生	4
2月22日行政書士記念日の実施報告	8
新入会員特別研修会	9
私の目指す行政書士像	御殿場支部 鈴木 里恵……11 静岡支部 大澤 祐紀……11 掛川支部 沖野裕一郎……11
平成29年度行政書士試験の合格者数報告	12
公教育出前講座実施報告	13
「第13回 静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練」に参加して	西遠支部 藤田由香子……14
投 稿	
「富士に至る道」～富士山の登山案内絵図～	御殿場支部 勝又 洋……15
ブラック・ジョーク二題	富士宮支部 保坂 昭秀……18
掲 示 版	
告知・報告（監査報告）	19
広報委員会からのお知らせ	20
会員の動静	21
講習会・研修会	27
会議議事内容	29
会 務 録	36
つぶやき・編集後記	40



石部の棚田

新緑の風に誘われて、伊豆の最南端である松崎までドライブした際に
見つけた風景です。

後日ネットで調べたところ、東日本では珍しい石積みの棚田とのこと
でした。

眼下に駿河湾が広がり、のんびりと草を食む山羊に癒される風景でし
た。



新年度を迎えて

静岡県行政書士会

会長 平岡 康弘

早いもので会長に就任して一年が過ぎ去ろうとしています。会員及び役員の皆様、顧問の先生方に支えられ会務を執り行えることに感謝申し上げます。

私が行政書士を開業して三十数年が経過しましたが、当時は農地土木、運輸、風俗保健、法人労務建設業が主だった業務でした。その後、新たな業務として環境、国際、相続家事、中小企業支援等の新たな業務が時代の変遷とともに生まれ、会員業務発展のため事業拡張を辿り、実務面では法改正により申請内容が簡略されたものもある一方、複雑化したものもあります。そうした社会の変化に対応し、顧客の信頼に応えながら行政書士制度は発展し、今日に至っています。

新年度に於いては、取捨選択をした組織運営により、財源の有効利用を図りながら、県民の皆様の利便に応えるべく活動をしてまいります。

一方、行政書士の品位向上のために行政書士倫理要綱に基づくコンプライアンス（法令遵守）の徹底やモラル向上を図るべく研修を実施いたします。

社会貢献の分野においては、かねてより取り組んでまいりました、裁判によらない解決を図る仲裁機関として「行政書士ADRセンター静岡」が、4月1日に法務大臣の認証を受けADR活動がスタートを切ることができました。取り扱う紛争の範囲は、静岡県に在留資格を持つ外国人と日本人とのトラブル解決として①在留資格の得喪に係る身分関係②教育環境③労働環境・職場環境④地域での日常生活に関する四分野です。

成年後見については、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター静岡支部との連携を継続して実施し、成年後見制度推進基本計画における市町の協議会等に参画出来るような働きかけや、金融機関への支援協定の取組みも積極的に押し進め、行政書士の知名度アップと社会貢献、実益に結びつくような施策を講じてまいります。

新年度にあたり、主だった取り組みについて触れさせて頂きましたが、これらを実行するにつきましても、会員の皆様方はじめ、関係各方面の方々の協力なくしては出来ません。

何卒、皆様方のご協力、ご指導をお願いして新年度を迎えた私のメッセージといたします。



行政書士ADRセンター静岡の誕生

この度、静岡県行政書士会（以下、「本会」という。）が設置する行政書士ADRセンター静岡（以下、「ADRセンター」という。）が平成30年4月1日付けで、法務大臣より「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下、「ADR法」という。）」第5条の規定に基づき認証を受けました。（認証番号第155号）

ADR法が施行されてから既に10年以上経過しますが、「裁判外紛争解決手段」（一般にADRと呼称される。）とは、どのような解決手段なのか余り知られていない現状にあります。（ADR：Alternative Dispute Resolutionの略）

本会では、「ADRとは裁判によらず、当事者間の紛争をADR機関の仲立ちにより、当事者が合意できるように話し合いを促進させ、当事者が納得した上で、双方の合意により解決するもの」との理解の上、設立・認証に向け取り組んで参りました。

初めは、日本行政書士会連合会（以下、「日行連」という。）の主催する研修会・講習会等に参加して情報収集に努めるところからスタートしました。次に会則改正、各種規程類の整備、ADR機関を運営するための組織体制の整備、財政的基盤（予算）の確保、それに当事者間の仲立ちとして活躍する調停人（ADRセンターにおいて、話し合いの促進・和解等の仲介を具体的に行う手続実施者のこと）の能力担保のための養成研修（初級、中級、上級、専門コース）を実施しました。最後に、認証の必須要件とされるADR機関の法的アシストをやって頂く弁護士事務所との顧問契約も締結致しました。

そして、昨年秋の本会理事会で、法務省へ認証申請することが全会一致で承認・可決され、本会会長以下、理事全員の署名・押印を頂き、昨年（平成29年）12月20日付けで法務大臣への認証申請を行い受理され、これに伴い今年（平成30年）1月23日、本会に対し法務省の担当職員によるヒヤリング・事務所調査等を経て今回の認証に至りました。

本会は、平成元年頃より、各市・町の国際交流協会等と連携し、外国人に関する困り事に関する無料相談会を長い間、県内各地で開催して参りました。また、留学生に対する支援は、県内の各大学と連携しながら行っているところです。

このように外国人と長く・深く関わってきた本会と

しては、ADRセンターとして取り扱う紛争の範囲を次の四分野に絞って法務省の認証を受けました。

【取り扱う紛争の範囲】

外国人と日本人との間の次の紛争

- ① 在留資格の得喪に係る身分関係
例えば、結婚・離婚などに伴う在留資格得喪に関わる紛争
- ② 教育環境
例えば、学校内での外国人に対する宗教・慣習その他文化的価値観の相違に起因する紛争
- ③ 労働環境・職場環境
例えば、職場内での外国人に対する宗教・労働慣習その他文化的価値観の相違に起因する紛争
- ④ 地域での日常生活
例えば、日常生活の中で発生する騒音、ごみ処理など文化的価値観や生活習慣等の相違に起因する紛争

外国人同士の紛争、日本人同士の紛争は、本会のADRセンターとしては、取り扱う紛争の範囲外となります。

【本会のADRセンターを利用するメリット】（裁判と比較して）

本会のADRセンターを利用するメリットとしては、次の点を挙げるすることができます。

- ① 手続きが簡単
ADRセンターに問合せの上、簡単な申込書に記入して頂くことで、手続きを開始することができます。
- ② 費用が安い
弁護士等の選任は不要ですので、当事者お一人で完結することもできます。
- ③ 専門家によるお手伝い
前述の四分野に精通した専門家に関わってもらいながら解決を求めることができます。
- ④ 柔軟な解決
法律に基づく判断だけにとらわれることなく、事案によっては、当事者が合意すれば、当事者の意向に応じた柔軟な解決を求めることができます。

⑤ 非公開性（秘密の厳守）

解決までの過程は、非公開で行われます。結論も原則公開されません。

【本会のADRセンターを利用するデメリット】

メリットは多いですが、デメリットもあります。デメリットとしては、次の点を挙げることができます。

① 当事者の一方が話し合いに応じないとき

当事者の一方が話し合いに応じない意思を表明した場合、ADRの手続きは、開始されません。（裁判所のように出頭を命じることはできません。）

② 話し合いの結果、合意に至らなかったとき

合意文書（和解調書）は、当事者双方が合意に至ったときに作成されます。合意に至らなかったときは、作成されません。しかし、合意に至らないケースであっても、相手方と真剣に話し合いができたこと、相手の思いや相手の本当の気持ちを確認できたことで、申し立て自体を取下げけるケースもあります。このようなケースは、デメリットというよりは、むしろ、話し合い促進の効果であり真の紛争解決方法であると言えるかもしれません。

【ADR機関を利用した場合の法的効果】

ADRセンターのメリットの外、認証を受けたADR機関（「かいけつサポート」と呼称）を利用した場合の法的効果として、次の三つがあります。

① 時効の中断（ADR法第25条）

② 訴訟手続の中止（ADR法第26条）

③ 調停の前置に関する特則（ADR法第27条）

これらの法的効果の内容については、「かいけつサポート」のHPでご確認ください。

<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html>

現在、超高齢社会、グローバル社会、人口減少社会の中にある日本は、今後、ますます外国人が増えることが予想されます。昨年11月の技能実習法の施行により、在留期間が3年から5年に延長されたこともあり、日本に90日以上在留する外国人は確実に増えるものと目されます。そのような中で、国も県も異文化を乗り越えた「共生社会の実現」を目指していますが、時代変化の激しい過渡期においては、文化的価値観の違いに起因する紛争・トラブルは、当分の間、避けては通れないものと考えます。

本会のADRセンターは、日本人も外国人も含めて

地域の皆様と共に、かつ行政機関や他の関係機関の皆様のお力添えを得ながら、上記四分野の紛争解決のため、今後、積極的に取り組んで参ります。

本会は、行政書士法の成立と共に昭和26年2月に設立した団体ですが、今後も市民・県民の皆様との身近な存在として末永く暖かく迎えて頂けますことを切に願っております。

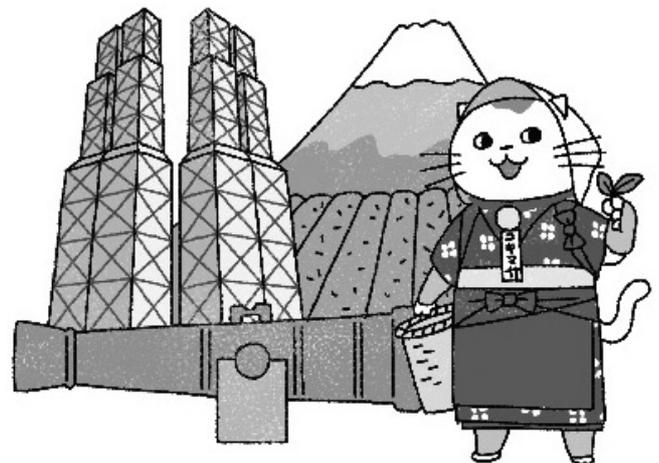
行政書士ADRセンター静岡

〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町2番113号

静岡県行政書士会館

TEL050-3784-8210 (054-254-3003)

※業務時間：原則として、毎月第2水曜日13時～16時



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん



行政書士ADRセンター静岡

外国人と日本人との間での トラブルでお困りなら 話し合いで解決しませんか？



ざいりゅうしかく
在留資格のことに
ふあん
不安がある

がっこう
学校でのトラブルで
こま
困っている

しょくば
職場のトラブルに
こま
困っている

ちいき かんけい
地域で関係に
こま
困っている



こんな時はお気軽に
お電話ください！

しずおかけんない がいこくじん にほんじん あいだ
静岡県内での外国人と日本人との間での、
かてい がっこう しょくば ちいき かん ふんそう
家庭・学校・職場・地域に関する紛争

けっこん りこん ともな ざいりゅうしかくとくそう ふんそう がっこうない ふんそう
結婚・離婚などに伴う在留資格得喪の紛争 学校内での紛争

しょくばない ふんそう ちいき にちじょうせいかつ かん ふんそう
職場内での紛争 地域での日常生活に関する紛争

※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値観の違いに起因する紛争

静岡県行政書士会

〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町2番113号 静岡県行政書士会館

TEL:050-3784-8210 (054-254-3003)

業務時間：原則として毎月第2水曜日13時～16時、

但し当該日が祝日の場合は翌平日とし、以下の日は除く

- 休日：1.年末年始(12月25日～1月7日まで)
- 2.夏季休暇(8月12日～8月18日まで)
- 3.国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日



なぜADR?

裁判は、①解決までに時間がかかる、②費用が高い、③手続の進め方が難しい、④経過や結果が公開されてしまうなどの問題があるといわれています。

ADRを利用するメリット?

■ 自由度の高い解決手段が時間と費用を節約

手続などについて、当事者の意向に応じて柔軟に進めることができます。

時間なども当事者が合意すれば自由に決めることができ、当事者の意向に応じた柔軟な解決を求めることができます。

その分、紛争解決に要する期間が短く、費用も低廉に抑えることができます。

■ 簡単な手続

訴状など作成に手間を要する手続はありません。簡単な申込書に記入いただくことで手続を開始できます。

■ 専門家がお手伝い

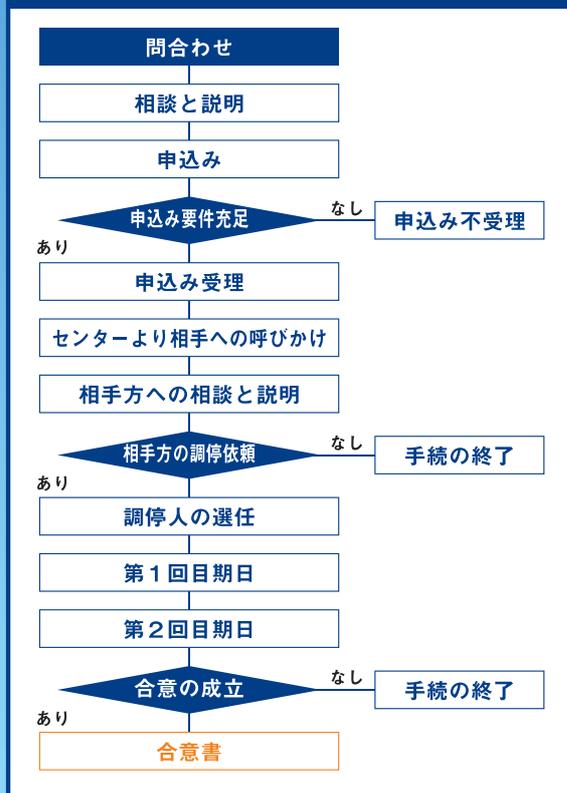
紛争について専門的な知識を持った担当者に関わってもらいながら解決を求めることができます。

法律に基づく判断だけにとらわれることなく、当事者の自主的な話し合いを促進します。

■ 秘密の保持

解決までの過程は非公開で行われ、結論も原則として公開されません。当事者のプライバシーを最大限に保護します。

ADRの流れ



利用の方法

① 事前相談の予約をします

センター【050-3784-8210(054-254-3003)】に電話をし、予約をしてください。事前相談は無料です。「事前相談」とは調停手続を実施する前の受付の段階においての手続の相談です。

② 事前相談と重要事項の説明

センターが調停の趣旨や費用等について説明をします。

③ 調停の申込み

センター所定の調停申込書に必要事項を記入し、資料とともにご提出ください。

お申込みが受理され、相手方が応じた場合、調停が開始されます。

④ 費用

申込みのときに次のとおりお支払いください。

申込手数料 5,000円 (消費税抜き)

期日手数料 5,000円 (消費税抜き)

行政書士記念日電話無料相談の報告

日時 平成30年2月22日 10時～16時

会場 静岡県行政書士会館 3階会議室

相談員 相続家事委員会 内山 亮会員 市原 誠会員 高橋 茂会員

コスモス静岡 永井克典会員

広報委員会 中里龍彦会員

相談件数 34件

相談内容 相続25件 農用地除外申請1件 交通事故による後遺障害1件 任意後見1件 成年後見1件
公共財産払い下げ1件 保証債務1件 贈与と税金1件 借入金返済の延長1件 離婚と財産分与1件

相続に関する相談の内容

遺言・相続放棄・相続手続きに関する戸籍や住民票・預金凍結解除・不動産と動産に関する相続・兄弟間の相続・死亡保険と税金

相談会を知った情報源

新聞……………31

ラジオ……………3



電話相談の様

平岡会長ラジオ出演による行政書士記念日のPR

日時：平成30年2月22日木曜日

番組：SBSラジオ「IPPO」



平岡会長、SBSラジオ「IPPO」へ出演

平成29年度第2回新入会員特別研修会

日時 平成30年2月20日(火)

10時00分から18時30分

会場 もくせい会館2階第1会議室

受付 総務委員会

司会 理事 鈴木 淳

出席新入会員 30名

当会に新しく入会された会員の皆さんが、「新入会員特別研修会」に参加されました。コンプライアンスや業務に繋がる講義を真剣に受講されました。

閉会後の意見交換会での先輩会員からの様々な経験談や他の会員との交流は貴重な財産になったと思います。

時間	講 義 内 容	所 属	役 職	担当及び講師	
10:00	開会の挨拶		常 任 理 事	大 塩 博 喜	
	日程及び資料の説明		理 事	成 瀬 記 言	
10:05	会長挨拶		会 長	平 岡 康 弘	
10:10	静岡県法務文書課長及び担当者の紹介		理 事	鈴 木 淳	
	静岡県経営管理部総務局法務文書課課長挨拶	静岡県経営管理部総務局法務文書課	課 長 代 理	森 隆 史 様	
10:15	倫理綱領唱和		副 会 長	渡 邊 政 年	
10:20	静岡県経営管理部総務局法務文書課による講義「コンプライアンスについて」	静岡県経営管理部 総務局法務文書課	課 長 代 理	森 隆 史 様	
10:40	○行政書士政治連盟について		静政連会長	児 島 良 孝	
10:50	○住民票、戸籍謄本等職務上請求書について（職務上請求書G）		常 任 理 事	五 條 義 人	
11:40	○法令遵守、品位保持について		副 会 長	中 山 正 道	
12:00	昼食及び休憩				
	各委員会からの講義				
12:45	○成年後見制度について	成年後見サポートセンター静岡県支部	副 支 部 長	永 井 克 典	
13:00	○風俗営業・食品営業・古物営業許可申請等	風 俗 保 健 委 員 会	委 員 長	理 事	黒 田 忍
13:20	○遺言・相続等	相 続 家 事 委 員 会	委 員 長	理 事	市 原 誠
13:40	○入管・帰化申請等	国 際 委 員 会	委 員 長	理 事	黒 田 忍
14:00	○建設業許可申請・経営事項審査等	建 設 業 委 員 会	委 員 長	理 事	市 原 誠
14:20	○中小企業支援について	中 小 企 業 支 援 委 員 会	総 括 部 長	副 会 長	岩 瀬 喜 臣
14:50	○広報活動について	広 報 委 員 会	委 員 長	理 事	杉 本 和 也
15:00	休 憩				
15:10	○農地法申請等	農 地 土 木 委 員 会	委 員 長	理 事	川 口 修
15:30	○自動車登録手続・車庫証明申請等	運 輸 委 員 会	委 員 長	理 事	村 松 貴 史
15:50	○産業廃棄物収集運搬業許可申請	環 境 委 員 会	委 員 長	理 事	山 本 恭 彦
16:10	○著作権について	著 作 権 業 務 普 及 G	キャプテン	理 事	中 津 川 浩 淳
16:30	質疑応答及び要望事項について		副 会 長	鈴 木 晃	
16:50	受講証明書授与		会 長	平 岡 康 弘	
16:55	閉会の挨拶		副 会 長	中 里 龍 彦	
17:00	意見交換会 開会		副 会 長	岩 瀬 喜 臣	
18:30	意見交換会 閉会		常 任 理 事	田 畑 浩	



静岡県経営管理部総務局法務文書課森隆史様の講義



受講証明書の授与

私が目指す行政書士像

御殿場支部 鈴木里恵会員

私の行政書士像は専門知識を軸に、土業の窓口として活躍できる行政書士を目指しています。

当初行政書士登録を行い、事幅の広さ、業務の多様性、内容の濃さに日々研鑽を積んでおります。支部の先輩方のご指導は温かく本当に心強い存在です。



しかし、様々なご相談が寄せられる事で行政書士は「街の法律家」として、新規事業の立ち上げや、相続や遺言についても生活に寄り添う場面も多く身近な相談役であることを強く実感します。

当初、相続や遺言を専門として業務を行う事を考えておりましたが、実際は専門外の相談も多く、中には「女性の先生だから」と相談にいらっしゃるご相談者様も少なくありません。

女性が会社を起こすことも当たり前の時代に私自身も独立開業経験者としてサポートできる面もありますし、あらゆる視点から女性行政書士としての役割は大きい事にも気づかされました。

「ちょっと相談したい」そんな身近に感じてもらえる行政書士として、行政や他土業への橋渡し役になりつつ自身の専門軸は持ちつつも柔軟かつニーズにあった対応ができる士を目指し日々努力していきたいと思っています。

静岡支部 大澤祐紀会員

私の目指す行政書士像は、「相続・遺言専門行政書士」です。それも、複雑な相続関係や高額かつ多岐に亘る遺産内容であっても臆せず、しっかりと最後までお客様をサポートできる真の専門家を目標にしています。



私は平成27年より相続手続きを専門に手掛ける事務所の専任相談員として、提携先様のご縁に恵まれ、年間150名以上のお客様の相続・遺言に関する無料相談を承っています。特に土業の資格を有してはいませんでしたが、行政書士や司法書士、税理士、ときには弁護士や土地家屋調査士の先生方と連携しながら、手続きのお手伝いをしてきました。

ですが、やはり私自身が資格者でないとお客様に対し本当の意味で高品質のサービスを提供できないと痛感したため、一念発起して行政書士試験を受験。結果300点満点中180点という成績で、かろうじて平成28年度試験に合格することができました。

現在の主な業務は遺産分割協議書作成や公正証書遺言案文作成、自動車の移転登録、遺産目録の作成、銀行や証券会社の相続手続きなどです。今後は上記に加えて、遺言執行業務、相続に付随する農地法許可申請

および届出、生前対策として任意後見や民事信託などもご提案できるように勉強していきたいと考えています。

また、セミナー講師として年に数回、オリジナルの資料を用いて一般のお客様向けに相続・遺言をテーマにお話をしていますが、抑揚に欠けユーモアに乏しく滑舌も悪いため、まだまだ満足できるレベルには程遠いのが実情です。ご来場頂いた方が本当に来てよかったと思えるようなセミナーを実現させるため、人間力の向上も課題のひとつです。

相続・遺言関連の業務は行政書士の独占業務ではなく、また今後更なる競争激化が予想される分野ですので、業界の最先端を常に意識し、最高品質のサービスを提供できるよう精進を重ねていきます。

今後ともご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

掛川支部 沖野裕一郎会員

「私が目指す行政書士像」とのことですが、そもそも行政書士とは何する者かということ自体を他人に上手に説明できない自分の将来の在り方を考えるいい機会と捉え、乱文乱筆で恐縮ではありますが書いてみたいと思います。



行政書士という職業の将来ですが、AIの発達によって多くの仕事がAIに代替されるのではとされているのはよく知られた話です。さらに、AIの発達のみならず、行政サービスの拡充やオンライン手続きの普及によって、単なる手続代行業務は淘汰される運命にあるようです。

また社会は日々目まぐるしく変化しており、債権法をはじめとする民法改正、訪日外国人の増加に伴う民泊問題、経営者の高齢化に伴う事業承継問題、所有者不明土地・空き家問題など実に様々な分野において変化が起こっています。

このような社会において、なお行政書士という職業が生き残るためには、いかに社会の変化に対応しながらお客様に対して、報酬以上の価値を提供できるか、ひいては社会に貢献できるかにかかっていると思います。

私自身他土業や外国語翻訳の仕事などいかにもAIに淘汰されそうな仕事も兼業していますが、従来の行政書士の職域とは異なる分野を掛け合わせることで、日々変化する社会の変化に応じて何か新しいものを社会に提供することこそ、何とも漠然としたものではありますが、私が目指す行政書士像であると考えます。

そのためには、まず業務に必要な知識を習得するとともに、新しいことに体当たりで挑戦しながら日々精進していきたいと思っています。

(別紙)

平成29年度行政書士試験 試験場別試験結果

平成30年1月31日

試験地	コード	試験場名	受験申込者数	受験者数 (A)	合格者数 (B)	合格率 (B)/(A) %
北海道	011	北海学園大学豊平キャンパス	1,477	1,151	178	15.5
	012	道北経済センタービル	233	180	25	13.9
	北海道 計		1,710	1,331	203	15.3
青森県	031	青森中央学院大学	303	240	32	13.3
岩手県	051	岩手大学	417	338	37	10.9
宮城県	071	東北福祉大学ステーションキャンパス	989	777	116	14.9
秋田県	091	秋田大学手形キャンパス	223	183	16	8.7
山形県	111	ヒルズサンピア山形	302	249	24	9.6
福島県	131	日本大学工学部	568	445	50	11.2
茨城県	151	流通経済大学龍ヶ崎キャンパス	703	543	70	12.9
栃木県	171	宇都宮大学峰キャンパス	671	542	78	14.4
群馬県	191	高崎経済大学	837	657	91	13.9
埼玉県	211	獨協大学	2,304	1,815	299	16.5
千葉県	231	日本大学理工学部船橋キャンパス	2,276	1,791	304	17.0
東京都	251	日本大学経済学部	2,800	2,254	469	20.8
	252	武蔵大学江古田キャンパス	2,100	1,597	296	18.5
	253	中央大学多摩キャンパス	3,114	2,009	271	13.5
	254	明治大学和泉キャンパス	3,362	2,500	451	18.0
	255	立正大学品川キャンパス	1,230	1,020	210	20.6
東京都 計		12,606	9,380	1,697	18.1	
神奈川県	271	青山学院大学相模原キャンパス	2,878	2,230	377	16.9
新潟県	291	朱鷺メッセ	661	521	76	14.6
富山県	311	富山大学五福キャンパス	344	261	37	14.2
石川県	331	金沢医療技術専門学校	412	317	43	13.6
福井県	351	福井大学文京キャンパス	206	157	18	11.5
山梨県	371	山梨大学甲府西キャンパス	260	207	32	15.5
長野県	391	JA長野県ビル	338	265	38	14.3
	392	松本歯科大学	294	222	32	14.4
	長野県 計		632	487	70	14.4
岐阜県	411	ソフトピアジャパン(センタービル・大垣市情報工房)	557	460	58	12.6
静岡県	431	日本大学国際関係学部三島駅北口校舎	1,234	966	141	14.6
愛知県	451	南山大学名古屋キャンパス	3,381	2,648	404	15.3
三重県	471	高田高等学校	448	352	45	12.8
滋賀県	491	成安造形大学	494	386	58	15.0
京都府	511	同志社大学京田辺キャンパス	1,112	832	147	17.7
大阪府	531	関西大学千里山キャンパス	2,460	1,961	361	18.4
	532	近畿大学東大阪キャンパス	1,810	1,443	226	15.7
	大阪府 計		4,270	3,404	587	17.2
兵庫県	551	神戸松蔭女子学院大学	810	629	110	17.5
	552	兵庫県立神戸高等学校	790	562	76	13.5
	553	関西国際大学尼崎キャンパス	620	547	112	20.5
	兵庫県 計		2,220	1,738	298	17.1
奈良県	571	奈良大学	433	343	53	15.5
和歌山県	591	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	334	277	50	18.1
鳥取県	611	鳥取大学鳥取キャンパス	134	109	13	11.9
島根県	631	くにびきメッセ	233	184	22	12.0
岡山県	651	山陽女子中学校・高等学校	719	566	77	13.6
広島県	671	広島サンプラザ	957	766	113	14.8
山口県	691	徳山大学	306	235	27	11.5
徳島県	711	徳島大学常三島キャンパス	275	205	20	9.8
香川県	731	香川大学幸町キャンパス	378	291	41	14.1
愛媛県	751	アイテムえひめ	381	284	49	17.3
高知県	771	高知県立高知小津高等学校	192	147	22	15.0
福岡県	791	福岡工業大学	2,014	1,562	209	13.4
佐賀県	811	佐賀大学本庄キャンパス	288	227	21	9.3
長崎県	831	長崎大学文教キャンパス	306	246	18	7.3
熊本県	851	熊本大学黒髪南地区	554	429	38	8.9
大分県	871	大分大学旦野原キャンパス	310	247	42	17.0
宮崎県	891	宮崎県立宮崎工業高等学校	305	233	23	9.9
鹿児島県	911	鹿児島県建設センター	155	114	20	17.5
	912	鹿児島県市町村自治会館	408	324	46	14.2
	鹿児島県 計		563	438	66	15.1
沖縄県	931	沖縄大学	514	403	48	11.9
全国計			52,214	40,449	6,360	15.7

公教育出前授業講座

県立静岡城北高等学校

沼津市立 原中学校

- 1、日時 平成30年 1月30日(火)
午後 1 時20分～ 2 時10分
- 2、場所 県立静岡城北高等学校 1年 3 組教室
- 3、対象 1年 3 組 41人
- 4、授業内容と講師
 - 一部 行政書士の説明、クーリングオフ、デート商法の被害のロールプレイ
講師 理事(公教育出前講座委員)吉田勇
公教育出前講座委員 伊藤二三
 - 二部 テーマ「賢い消費者への第一歩
～景品表示法について～」
講師 公教育出前講座委員 加藤智成

- | | |
|------|--|
| 日 時 | 平成30年 2月 8 日(木)
15時～15時30分
(新一年生保護者入学説明会内) |
| 場 所 | 沼津市立 原中学校 体育館 |
| 対 象 | 新一年生保護者 (138名) |
| 参加委員 | 岩本信幸 ・ 今井敦史 |

公教育出前講座グループでは去る 2 月 8 日に沼津市立原中学校において、インターネットと法教育を主眼に置いた「フィルタリングを利用してスマートフォンを安心して使おう」という講演を行いました。

当グループの今井委員を通じて原中学校より、公教育出前講座グループに講演の依頼があり、「スマートフォン等の携帯電子機器は便利で有用なツールではあるが、利用者の低年齢化が進み、未成年がネットトラブルに巻き込まれる事案が増えている。ことあるごとにきちんとその正しい利用やルールを啓蒙しなければならない」という校長先生や保護者の依頼に応えるテーマを設定しました。

2018年 2 月に「青少年インターネット環境整備法」が改正施行され、未成年のインターネットアクセスにさらに規制をかける動きではありますが、トラブルや被害は増える傾向にあります。今回は保護者に未成年のスマートフォンの利用にはフィルタリング機能を使うことを推奨しました。特に有害サイトへのアクセス制限を促し、家族間の話し合いによるスマートフォン利用のルール作りの重要性、又、実際にフィルタリング機能をつけることで防げるトラブルの事例を紹介しました。

スマートフォンやインターネットのトラブルについては、各学校でも対応に苦慮しているようで、「とにかく啓蒙活動をしていくしかない。教師ではない視点で、いろいろな角度から話をしてほしい」という要望があります。当グループでは今後も継続して子どもたちをトラブルから守るためのお手伝いができれば幸いです。

平成28年 9 月の顧問議員懇談会において、県立静岡城北高等学校の後援会長の静岡県会議員、前林孝一良様よりご紹介頂き、出前授業を実施しました。

校長先生等の「生徒に有益な授業」「先生には出来ない授業」等の要望を受け、いくつかのテーマを提案して、学校側の要望により「消費者問題について」となりました。

始めに、生徒へ配布した日本行政書士会連合会業務内容のパンフレットにより、行政書士、クーリングオフ等の説明をしました。

次に、講師が携帯電話を使ってデート商法の被害のロールプレイ(寸劇)をしました。

二部では、講師の食品スーパーの職歴を生かした買い物をする時の注意点などを説明し、生徒との対話型の授業をしました。

最後に生徒へアンケートの記載をおねがいしました。

以下は、その一部で、授業に対する貴重な意見ですので、これからの授業に生かします。

Q 1 この授業を受けて良かったと思う点が 有れば書いてください。

- A
- ・分かりやすく劇を入れてくださり、どのよう に被害に巻き込まれるかが分かり、こんな身近にありそうな誘い方でこわい、断るのが難しいと思いました。
 - ・品物を買うときに注意事項がわかってよかった。身近でも有利誤認、有料誤認があることがわかって気をつけようと思いました。

Q 2 この授業で改善してほしい点があれば書いてください。

- A
- ・ロールプレイをもう少しスムーズにやって欲しいです。
 - ・書面にしてくださると保存ができる。

Q 3 この授業を受けて、覚えておいたら将来役に立ちそうなこと、又興味があったこと、印象に残ったこと等を書いてください。

- A
- ・クーリングオフ制度は、困っているときに必要になってくるので理解しておこうと思いました。
 - ・不当な表示をしていることもあることを知って、びっくりしました。これから物を買うときは、いろいろな店と比べていこうと思いました。

「第13回 静岡県内外の災害ボランティアによる 救援活動のための図上訓練」に参加して

西遠支部 藤田由香子

大規模災害。私たち士業が被災者支援の仲間として県内の救援活動の中に取り込まれ、既に大きく動き出していることをご存知でしょうか。

今年の幕開けはいつもと少し違うことをしてみました。1月20日、21日の二日間にわたりタイトルにあります長い名称の図上訓練に参加をしたのです。昨年からの第12回から士業への参加の呼びかけが始まっていました。

静岡式と呼ばれるこの訓練は全国からの注目度も高く、県内外から300名を超える参加者があり、その属性をみると災害ボランティアに取組む方だけでなくNPOやNGOなどの被災者支援団体、社会福祉協議会、各種市民活動団体、行政職員（県、市町、内閣府）、大学、研究機関、業界団体など様々な分野からであり、そこに並列し士業（弁護士、司法書士、行政書士など）と記載されていました。

今回の訓練では被災地での課題を拾い上げたワークショップやNPOの事例発表、他分野の協働による新たな取り組みの紹介や各種セミナーを拝聴することができました。その中で「静岡県災害対策士業連絡会」の紹介がありました。皆さんは、この組織をご存知でしょうか。ご存知でない方がほとんどではないかと思えます。これは阪神淡路大震災後、平成15年に設立された災害対策、被災者支援のための県内の士業連携組織です。当事者である我々の認知は低いけれども災害ボランティアやNPOなどの被災者支援を行う方々からは大きな期待が寄せられています。この時、セミナーを担当した弁護士さんによって、私たちの支援活動は法律相談に限らず、情報提供、精神的支援、助言、生活再建、復興支援など多岐にわたることの紹介がありました。

被災された方々の多くは、何に困っているのかを具体化できずに生活再建に向けての不安を抱えることとなります。その不安の解消までには時間がかかるため、まずはその不安に仕事として向き合うのではなく、士業という生業を活かしつつ不安に寄り添うことにより、被災者は自ら生活再建に向けて歩み始めることができます。私たちにとっては法や制度は日常的に接しているものですが、被災者という一市民にとっての法や制

度は必要性が生じて初めて直面するものですし、被災という突然の一大事に相談する相手も見つからない（誰に相談していいのか判断ができない）状況になるのだと聞いています。

大手企業ではすでにCSR（企業の社会的責任）という理念のもと、社会貢献活動が日常化していますが、個人経営者の集まりである士業の業界団体としての取り組みは、行政との協定にとどまり、市民活動団体やNPO、ひいては一般市民に直接還元できる活動が主体的にできているかという点、まだまだ発展の余地があることを実感しました。

私たちの知識や経験を被災者支援活動に生かすことができれば、行政書士も大切な地域資源のひとつとして、また大きく社会に受け入れていただけるものと思います。地域の中で仕事をいただいている私たちは地域に生かされているのですから、大規模災害という地域全体の危機に地域に暮らす方々のために自らの知識や経験を生かすことができることは、行政書士として誇りに思えるのではないのでしょうか。

この訓練への参加を通して、私たちも備えを開始しなければならぬと思いました。それは、ほんの些細なことからで十分です。例えば罹災証明の申請手続きを行う際、被害状況を確認するために添付が必要とされている写真の撮り方を予習しておく、障害をもつ方にはどう対応したらいいのか福祉関係団体などと協議をしておく、外国人ボランティアを受け入れる団体には行政書士会への通訳の派遣をお願いしておくなど、地域において顔の見える関係性（行政書士がみなさんの味方になれることを知ってもらうこと）を築いておくだけで大きな成果を期待することができます。静岡会は1,500名余の会員がいるのですから多くの情報を集めることができます。

私たちも自らの命を守ったうえで、地域の被災者支援団体や他士業会と連携を取りながら、大規模災害への備えを「自らの地域の幸せのため」に、真剣に考えなければなりません。

投稿

「富士に至る道」 ～富士山の登山案内絵図～

(御殿場支部 勝又 洋)

一、はじめに

本年3月、静岡県富士山世界遺産センターは、ふじのくに地球環境史ミュージアムとの合同で国際シンポジウムを開催した。富士山の麓に国内外の研究者が集い、富士山学の現状について、講演、研究報告を行った。テーマは、「富士山学を拓く—世界遺産富士山から読み解く人類世の自然と文化—」である。3月2日(金)は、富士宮市民文化会館を会場として、①移動と人類世—移住、巡礼、遺産、②東西文化交渉のなかの富士山イメージ、③富士山周辺域の環境、過去・現在・未来、この3部門の専門セッションが開かれた。また、3月4日(日)には、富士市ロゼシアターを会場として、「富士山学研究の最前線—世界遺産富士山、信仰の対象と芸術の源泉を究める」をテーマに公開シンポジウムが開催された。この日は、主催者として川勝平太静岡県知事も出席し、ご自身も学者としての立場から、特別講演「ガーデン・アイランズ日本—山川草木国土悉皆芸術—」と題して登壇し持論を展開した。調査研究報告では世界遺産センターの大高康正准教授の講演「新しい富士講像の構築に向けて」において、富士山学研究の最前線の知見が示された。「富士講」と言えば、江戸時代以降に関東地方を中心に流行した長谷川角行に連なる系統の信仰集団が一般的に知られている。しかし、ここでいう富士講は、修験道に由来する富士山信仰の諸集団を指している。民俗学など各分野の研究者により実施された現地調査の成果として、伊勢・志摩地域等の三重県内に伝来している資料や行事を辿り修験道に由来する富士講の実態が報告された。三重県内で講を伝えていた、あるいは伝えている地区では、村の様々な場所に、修験道との繋がりを強く示している大日如来を祀る「浅間さん」などと呼ぶ信仰拠点を必ず設置しているという。このような西国地方で流行していた富士講は、関東地方の富士講が流行する以前から存在した古い富士講であり、この実態を解明することは、富士山信仰全体の形成史を明らかにする上で重要な課題であるとして、今後も現地調査を重ねてい

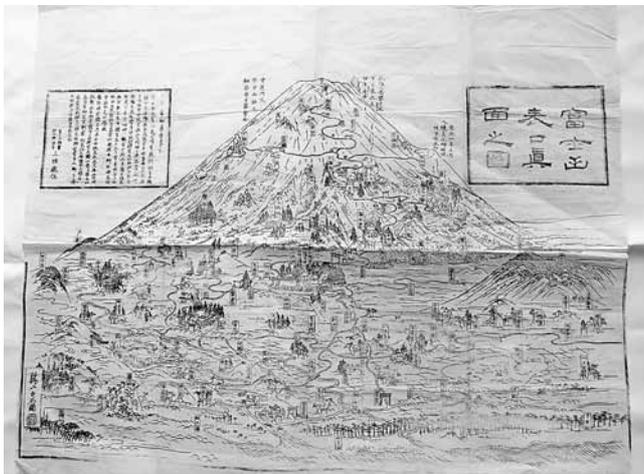
くという。これらの西国地方の富士講は、基本的には富士山の南麓である表口(大宮口・村山口)登山道を利用した。江戸時代の富士山の南麓の登拝は、東海道あるいは甲州駿州往還などの主要街道から分岐し、富士山本宮浅間大社が鎮座する大宮(現在の富士宮市中央部)を經由して、あるいは經由せずに直接に、村山口(富士宮市村山地区)を目指して富士山に向かうことになる。従って、大宮口と村山口の両方の呼び方があるものの、登山道が二つあるわけではないため、統一して表口(あるいは南口)と称していると考えられる。

前回は、明治の初めに新しく開鑿された東表口(御殿場口)の黎明期の登山案内絵図2点を紹介した。江戸時代の富士山の登拝口は、南麓の表口(大宮口・村山口)及び須山口、東麓の東口(須走口)、そして山梨県側の北麓の北口(吉田口、河口口或いは船津口)である。本稿で取り上げている登山案内絵図は、当時の参詣登山の実態を知る手掛かりとなる貴重な史料である。これらは登拝口を拠点とする御師や社人衆、修験者などの宗教者たちによって版行され、信仰地である富士山へ人々の参詣を促すこと、登山行程を示すことを目的に作成されてきた。そこで、今回は富士宮市の表口において版行された2点の富士登山案内絵図を取り上げて紹介し、表口登山道について整理してみたい。

二、表口(大宮口・村山口)登山道

富士宮市の富士山本宮浅間大社の北東に、富士宮市村山地区がある。ここは、中世から明治時代にかけて富士山の信仰登山の拠点だった場所である。かつては、富士山本宮浅間大社を起点に村山集落を経て山頂南側に至る登山道が延びていた。この道が「大宮口・村山口登山道」である。村山地区に鎮座する村山浅間神社は、江戸時代以前は富士山興法寺と呼ばれた京都の聖護院門跡を本山とする修験道本山派の寺院であった。この寺は12世紀頃に末代上人が開き、17世紀から19世

紀後半になると、「村山三坊」（大鏡坊・池西坊・辻之坊）といわれた3つの有力な寺院が村山浅間神社と大宮口・村山口登山道の村山以降の登山道の管理を行っていた。村山興法寺とは、村山修験が版行した絵図から判断すると、単独の寺としての存在はなく、諸堂社及び三坊の総称と考えられている。村山集落には修験道を実践する山伏である修験者が集住し、東海・近畿地方からの参詣者を受入れるための宿坊も存在していた。この宿坊の経営者が、村山口では富士山興法寺の修験者であり、大宮では富士山本宮浅間大社の社人衆であった。大宮の場合は、社人が自らの住宅を宿坊に提供したものであり、社人の副業的な仕事であった。



「富士山表口眞面之図」 木版墨刷り 江戸時代後期

本図は、江戸時代後期に村山地区で版行された絵図である。沼津の千本松から興津宿の清見寺までに渡り、駿河湾から山頂に至る富士山南麓の景観や、幕末期の参詣路の道筋や信仰施設が詳細に描かれている。図の左上部には、「当御社頭畧記」として縁起が盛り込まれていて、その縁起の枠内に「富士山別當村山興法寺三坊蔵板」と記載されている。これにより本図は、村山三坊の修験者が版行に係わったものであることがわかる。また、絵図の左下部に、「神戸麗山白石」と刷り込まれていて、江戸時代後期の画家、神戸麗山（1802～1862）の作品であることがわかる。麗山は、庵原郡松野村（富士市北松野）に生まれて、京都で岸岱に師事し、後に師から白石の号を与えられ、富嶽図で名高い絵師である。山梨鶴山、柴田泰山とともに庵原三山と呼ばれている。神戸麗山は、大宮町や黒田村に滞在して、好んで富士山や白糸の滝の絵などを描いたといわれている。富士宮市の富士山本宮浅間大社が所蔵する「富士山奉納絵馬」（万延元年奉納）は、麗山の作

品である。この「富士山表口眞面之図」において特徴的なのは、図の中央部に大きく村山地区の信仰の拠点となる施設が描かれていて、大宮浅間大社は、その左下部に小さく描かれている点である。浅間大社が鎮座する大宮を回避する登山行程を描くことにより、浅間大社の宿坊に富士山参詣者をとられまいとする村山修験者の意図があったように思われる。本図は、村山が既に衰退していた江戸時代後期に版行されたもので、参詣者をめぐって大宮と村山で競合していた実態が、登山案内絵図に反映されている。尚、この絵図は、村山へ参詣者を誘導するために、元吉原や吉原宿などの東海道筋で頒布されていたことが考えられる。

富士山を直接遥拝できる中部地方から関東地方を中心に浅間神社が作られ、現在その数は約1300社あるといわれている。その浅間神社で最も古いものと考えられているのが、富士宮市山宮の山宮浅間神社である。ここには普通の神社にあるはずの拝殿や本殿が無く、階段の先には祭場があるだけである。これは、富士山自体を神と考え、神社を遥拝所としていたためで、山岳信仰の古い形態を伝えているという。この山宮から神を遷すことによって成立したとされるのが「富士山本宮浅間大社」である。



「駿河国富士山表口畧図」 木版墨刷り 明治11（1877）年

本図は、富士山本宮浅間大社の門前、大宮で版行されたもので、神仏分離後の明治初期の表口の案内図である。東は金時山から、西は身延山を描き、下段には、三保の松原と美保神社、羽衣松、清見寺を配置し、右側下部には、浮島から東海道の各宿場、さらに山内から山頂へ向けて、神社、仏閣、名所旧跡などが、詳細に描き込まれている。明治初期の修験道廃止令などの

神仏分離政策を受けて、村山や山頂からは、ほとんど仏教色は消え去っている。図の左上部には縁起が記され、右上部には、「直立壹千五百十七丈」、「宝永山宝永四年十一月出現」とある。この絵図においては、前述の「富士山表口眞面之図」とは異なり、中央部に大きく「国幣中社富士本宮浅間神社」と記載されて、その右側には、村山浅間神社が、より小さい文字で「根本浅間神社」の名称で示されている。また、「岩淵」宿の先には、「富士道」と記され、その道筋が真っ直ぐに大宮浅間大社に延びている。このように本図が浅間大社を富士山南麓の一大拠点として描いている背景として、村山口は江戸中期にはすでに衰退しており、村山口を拠点として中世以来の富士信仰の担い手であったとされる村山修験が、早期に権力者による強力な後ろ盾も失いその力を衰えさせていたことがあげられる。また、江戸時代から大宮を経由すべしという制札が繰り返し出され、大宮への道者（信仰目的の登山者）の確保は、公の権力によって保証されていたことも背景にあると考えられる。浅間大社に対する権力者の庇護は、今川、武田、そして徳川へと移っても変わらなかったからである。図の左下に版行者の記載がある。「明治十一年六月御届 著作出版人 静岡県平民藤田興一郎 駿河国富士郡大宮町九拾九番地居住 制図人 同県平民渡辺利平 同郡同町百番地居住」（住所表示は現在とは異なる）この記載から本図は大宮社人衆など、大宮口関係者により版行されたものと推定される。制図人も大宮であることから、東京の版元が請け負ったものではなく、大宮町の地元絵師（下絵）、彫師、摺師を抱えた工房が存在し、制作を請け負ったものと考えられる。

尚、その後表口登山道は、富士宮駅からの距離を短

縮し、村山口を経由しない新大宮口登山道（カケスバタ登山道）が完成したことにより、両登山道が合流する六号目以下の大宮・村山口登山道はほとんど使用されなくなった。明治39年に大宮町は、富士身延鉄道（現在の身延線）の開通（大正2年）を見込んで、村山口登山道とは別に新しいルートの登山道を整備した。浅間大社西門を起点として、富士山を正面に見て万野原新田を上り、途中で浅間大社の東方からほぼ真っ直ぐ山宮浅間神社に向かって上ってくる御神幸道といわれる道と合流して、山宮浅間神社に向かい、さらに篠坂、そしてカケスバタに至り、ここからほぼ真っ直ぐ登り現在の新6合目に至る道筋で、カケスバタ登山道とも言われたという。その後、戦後には段階的に2合目、新3合目へと登山バスが行くようになって、このカケスバタ登山道も使われることがなくなり、さらにその後スカイラインが敷設され、現在の富士宮口新5合目まで自動車道が整備された。

史料所蔵：個人蔵 写真撮影：筆者

主要参照・参考文献一覧

- ・静岡県富士山世界遺産センター 「シンポジウム富士学を拓く リーフレット」
- ・静岡県富士山世界遺産センター 「ニュースレタ vol.1～vol.35」
- ・荻野裕子 調査研究報告No.4 富士市博物館
- ・静岡県立歴史文化情報センター 「駿府風土記」の「富士山禅定図」
- ・大高康正 「富士山信仰と修験道」平成25年12月 岩田書院
- ・荻野裕子他 「別冊歴史読本 図説富士山百科」平成14年7月5日 新人物往来社

ブラック・ジョーク二題

(富士宮支部 保坂 昭秀)

その一

四月七日のローカル紙の広告欄に人気作家 佐藤愛子 [九十歳なにがめでたい] がベストセラーと報じられ、読者から感嘆のメッセージが追記されてた事は多くの読者をご承知のとおり。読んでいないので所感は避けるが高齢者となればめでたい筈がない。私も八十うん歳健康で過しピンピンコロリと家族に迷惑をかけず終活したい願望を常に抱いている。某月某日 某金融機関の渉外係が来訪「公的年金だけでは老後生活に不安を感じませんか？ 老後生活資金確保のため、当行の定期積金を一口いかがですか？」

「貴方はファイナンシャル・プランニング技能士の勉強をしているようですね。確かに年金の将来を不安視している方も多いようですが、若いうちから心掛けて『蟻とキリギリス』のイソップ寓話にならないようにと上手なセールスだね。ノルマもあるでしょうが。ガンバってね」

過日、下手な芸、ハーモニカとキーボードを携え某老人ホームを慰問時、個室を覗かせて貰った。一人部屋は狭隘、ベットに休んでいた老人に声をかける。「個人部屋は狭いですね」

「なあに、わしゃね、菩提寺の和尚さんから読経をお供にこの世からの卒業証書を貰う時はもっと狭い所に入るから気にしないよ」

その二

私の得意先に中学校の美術を担当した先生を知っている。定年退職後も趣味として、全国有名地へスケッチ旅行を楽しんでいる。

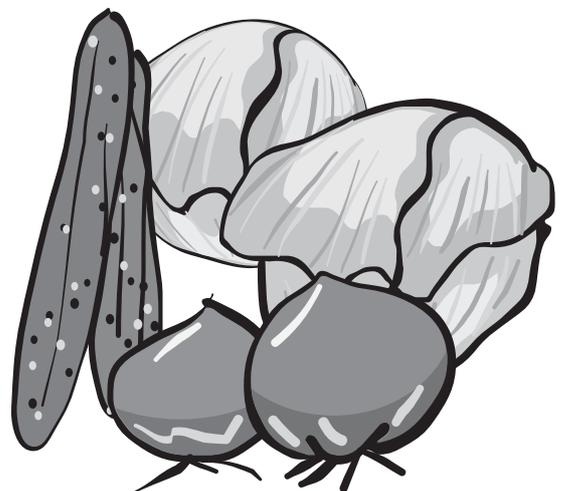
酒席でのユーモア話。数十年前のこと、夏休みを利用して信州某地方へ旅行したとき夏草茂る農道を中年の農夫、耕運機の時代に自分は乗馬、後に収穫野菜を背負った女房を歩かせている。男女均等法が施行されている今日この頃何たる亭主閑白と思った。しかし、他人事に口出しするわけにもゆかず黙殺。

その数年後、同地方へカメラ持参旅行、またもや夏草おい茂る田圃道、自分は自転車、前を野菜を積んだリヤカーを女房に牽引させている農夫を見掛けた。

「奥さん、従順ですな」

「なあに、ママシ対策でさ」

—不注意のその一言が墓穴ほり—



掲示板

会報誌及びBesideに川柳を投稿していただいた
山本順平会員（伊豆支部）が退会なされました。

広報委員会の活動にご理解とご協力いただき、
ありがとうございました。

第48回ソフトボール・ 第23回グランドゴルフ大会

開催日時 平成30年 6月 9日(土)

開催場所 富士川緑地 内

静岡県行政書士会平成29年度監査会

日 時 平成30年 4月12日(休)

場 所 静岡県行政書士会館 3階会議室

出席者 加藤代表幹事 白岩監事
平岡会長他常任理事全員
経理委員会 中山委員、奥山委員、吉川委員、
藤田委員

会計監査及び業務監査が行われ、正確かつ適正に執行
されていることが確認されました。



静岡県行政書士政治連盟平成29年度監査会

日 時 平成30年 4月12日(休)

場 所 静岡県行政書士会館 3階会議室

出席者 加藤代表幹事 白岩監事
児島会長他常任幹事全員
経理委員会 中山委員、奥山委員、吉川委員、
藤田委員

会計監査が行われ、正確かつ適正に執行されているこ
とが確認されました。



Bulletin board

掲示板

広報委員会からのお知らせ

『行政しずおか 夏号』の表紙を飾る写真を募集します

何時も、会報誌『行政しずおか』へのご理解とご協力いただき、ありがとうございます。

また、『行政しずおか』の表紙を飾る写真に多くのご応募、感謝しております。

しかし、夏をイメージした写真の応募がありませんでした。

そこで、応募要項を一部変更の上、夏号の表紙を飾る写真を再募集いたします。

多くのご応募、よろしくお願い致します。

- ・テーマ… 静岡県の夏
- ・締め切り… 平成30年6月30日
- ・サイズ… データ（1作品2MB未満、jpg形式）のみ。 本会メールアドレスに添付ファイルでお送りください。
- ・掲載時期… 2018年夏号（2018年7月末発行予定）
※原則として掲載写真の作者名も明記させていただきますが、匿名又はペンネームご希望の方は、その旨明記願います。
- ・選考… 広報委員会にて、厳正に審査を致します。
- ・留意点… 応募作品は返却しません。
人物が被写体の作品は、応募者の責任において了解が得られているものとみなします。
入賞作品の著作権は撮影者に帰属しますが、静岡県行政書士会が会報誌、印刷物、ホームページなどに使用する権利を保有します。
応募作品は、未発表の作品に限ります。
撮影後、5年以内の作品に限ります。
1名につき、3作品までの応募を受け付けます（作品毎に表題を、メモ等にて記載してください。）。

送付先 E-Mail shizuoka@sz-gyosei.jo 見出しに[広報誌表紙]と明記

※必ず支部名・氏名を明記してください。また、作品毎にタイトルを付けてください。撮影場所の説明なども記入してください。

会員の皆さんからの投稿を募集します

旅行記や俳句、川柳など趣味の発表の場として、会報をご利用ください。

投稿は随時募集しております

但し、投稿していただいたタイミングや誌面の関係上で、掲載が直近の発行号と異なる場合があります。

また、原則として掲載者の氏名を明記させていただきます（匿名及びペンネームご希望の方は、その旨、明記してください）。

尚、記事等を掲載させていただいた会員は定時総会時に表彰させていただいております。

【投稿方法】 〒420-0856静岡県葵区駿府町2番113号 静岡県行政書士会 会報誌投稿係
E-Mail shizuoka@sz-gyosei.jo、見出しに[会報誌投稿]と明記してください。
※必ず支部名・氏名を明記してください。

【注意事項】 投稿の内容によっては、掲載を控えさせていただく場合があります。
原則として、投稿作品の返却はいたしません。
各号に掲載するのは、一会員一作品とさせていただきます（俳句、川柳は除く）。
文章による作品で誤字脱字等がある場合、広報委員会の判断で修正させていただくことがあります。
文章による作品は、一作品あたり2000字以内に納めてください。

【参 考】 会報の発行時期…2018年夏号（2018年7月末発行予定）
2018年秋号（2018年10月末発行予定）
2019年新春号（2019年1月末発行予定）

Bulletin board

会員の動静 新入会員



との おか まさ のり
殿 岡 正 紀

沼津支部
平成29年4月2日
殿岡行政書士事務所
沼津市根古屋487番地の4

〒 410-0309
TEL 055-966-5296
FAX 055-966-5296



みや がわ まさむる
宮 川 守

三島支部
平成30年1月1日
宮川守行政書士事務所
三島市萩320番地の68

〒 411-0045
TEL 055-988-1346
FAX 055-988-1346

〈コメント〉

高齢化社会の中で貢献できる行政書士を目指し、日々切磋琢磨してまいります。



まつ もと よう いち
松 本 陽 一

西遠支部
平成30年1月1日
松本陽一行政書士事務所
浜松市東区流通元町11番2号

〒 435-0007
TEL 053-421-5340

〈コメント〉

誠実に粘り強く息の長い行政書士をめざして1月1日付登録でスタートしました松本です。よろしく



くり た まさ かず
栗 田 雅 和

富士支部
平成30年1月1日
くりくり行政書士事務所
富士市横割本町14番2号
2階

〒 416-0923
TEL 0545-88-1285
FAX 054-903-8993

〈コメント〉

お客様のお役に立てる行政書士になるため、毎日勉強と挑戦する事を忘れないようにします。



しら いし かず や
白 石 八 也

静岡支部
平成30年1月15日
白石行政書士事務所
静岡市葵区二番町1番地の9

〒 420-0072
TEL 090-8950-6409



まる の よし てる
丸 野 由 照

西遠支部
平成30年1月15日
丸野由照行政書士事務所
浜松市中区住吉二丁目14番24号
3階

〒 430-0906
TEL 053-489-8473
FAX 053-533-3537

〈コメント〉

この度、西遠支部に登録させて頂きました丸野由照です。どうぞよろしくお願い致します。



うえ おか しょう えい
上 岡 正 栄

三島支部
平成30年 1月15日
上岡行政書士事務所
三島市多呂130番地の13

〒 411-0804
TEL 055-977-6118
FAX 055-977-6118

〈コメント〉

許認可業務を通じて、地域住民と行政との架け橋になるよう努めていきます。宜しくお願ひ致します。



いし だ きよ のぶ
石 田 清 信

西遠支部
平成30年 2月 1日
行政書士石田事務所
湖西市駅南二丁目 3番22号

〒 431-0427
TEL 090-5605-9811



やま ざき とも のり
山 崎 知 範

清水支部
平成30年 2月 1日
行政書士F-styleオフィス
静岡市清水区蒲原新田二丁目
3番13号

〒 421-3211
TEL 054-689-6637
FAX 050-3488-4132

〈コメント〉

地元静岡の発展に貢献できる行政書士となるよう精進いたします。よろしくお願ひいたします。



あい そ ます ひこ
相 曾 益 彦

西遠支部
平成30年 3月 1日
行政書士相曾益彦事務所
浜松市中区新津町610

〒 430-0911
TEL 090-4867-8029

〈コメント〉

3月に入会しました相曾益彦です。業務に努力してまいります。ご指導の程宜しくお願ひ致します。



うち の ゆう と
内 野 雄 斗

静岡支部
平成30年 3月 1日
行政書士事務所UT
静岡市駿河区曲金七丁目11番
11号

〒 422-8006
TEL 054-282-9099
FAX 054-282-9099



もり せき ひろ
森 幸 裕

志太支部
平成30年 3月15日
行政書士森幸裕事務所
藤枝市高柳 3丁目 7番11号

〒 426-0041
TEL 054-636-0963
FAX 054-636-0963

〈コメント〉

平成30年 3月15日付にて新規入会することとなりました。よろしくお願ひ申し上げます。



おお た さと こ
太 田 智 子

富士支部
平成30年 3 月15日
太田智子行政書士事務所
富士市石坂83番地の 1
ハイコーポ石坂307号室
〒 417-0862
TEL 0545-38-9010
FAX 0545-38-9910

〈コメント〉

日々精進してまいりたいと思います。よろしくお願
い致します。



ふじ た ひろ き
藤 田 大 貴

西遠支部
平成30年 3 月15日
行政書士はまかせ法務事務所
浜松市中区萩丘四丁目10番33
号 志摩ビル 3 階
〒 433-8121
TEL 090-6613-3699



とり さわ よし のぶ
鳥 沢 秀 演

沼津支部
平成30年 3 月15日
鳥沢行政書士事務所
駿東郡清水町湯川130番地の
19
〒 411-0918
TEL 055-976-5525
FAX 055-976-5525

〈コメント〉

測量設計事務所での経験を生かし、土木農地の分野
で活動していく所存です。

法人成り

登記年月日	H30.1.4		
法人名称	行政書士法人 エムケイ法務事務所	フリガナ	ギョウセイショシホウジン エムケイホウムジムショ
代表社員	増田 和紀	社員	小長井 敬
主たる事務所	名 称	行政書士法人エムケイ法務事務所	
	〒	436-0030	
	所在地	掛川市杉谷南 1 丁目14番地の18	
	T E L	0537-29-5639	F A X

登記年月日	H30.2.1		
法人名称	あいわ行政書士法人	フリガナ	アイワギョウセイシヨシホウジン
代表社員	岩崎 一雄	社員	大澤 祐紀
主たる事務所	名称	あいわ行政書士法人	
	〒	411-0022	
	所在地	沼津市大岡877番地の6	
	TEL	055-922-9902	FAX
従たる事務所	名称	あいわ行政書士法人 静岡事務所	
	〒	422-8041	
	所在地	静岡市駿河区中田四丁目2番6号 あっとわん飛翔2階	
	TEL	054-270-9001	FAX

届出事項の変更

氏名又は名称	支部	変更後の事項	変更年月日
土屋 順	富士	郵便番号 417-0061 住所 富士市伝法3035番地 TEL 0545-52-1869 FAX 020-4668-3432	H29.11.1
内川 雅敏	西遠	郵便番号 430-8021 住所 浜松市中区佐鳴台四丁目17番22号 TEL 053-401-1211 FAX 053-401-2288	H29.12.12
笠原 洋生	静岡	名称 笠原洋生行政書士事務所 郵便番号 422-8005 住所 静岡市駿河区池田1941番地の11 TEL 054-295-4727 FAX 054-295-4727	H30.1.1
田村 祐二	静岡	事務所属性 個人開業 名称 行政書士田村祐二事務所	H30.1.1
平島 政二	静岡	郵便番号 420-0842 住所 静岡市葵区銭座町73番地の3 TEL 054-395-7722 FAX 054-395-7723	H30.1.1
増田 和紀	掛川	事務所属性 行政書士法人の社員 名称 行政書士法人エムケイ法務事務所 TEL 0537-29-5639 FAX 0537-29-5642	H30.1.4
小長井 敬	掛川	事務所属性 行政書士法人の社員 名称 行政書士法人エムケイ法務事務所 郵便番号 436-0030 住所 掛川市杉谷南一丁目14番地の18 TEL 0537-29-5639 FAX 0537-29-5642	H30.1.4

氏名又は名称	支 部	変 更 後 の 事 項	変更年月日
鈴木正昭	掛川	住 所 掛川市大淵419番地の3 T E L 0537-48-2789	H30.1.5
古屋初男	清水	T E L 050-5218-3630	H30.1.15
落合茉莉子	静岡	郵便番号 422-8041 住 所 静岡市駿河区中田一丁目11番16号 SHINSEI BLD 503 T E L 054-204-1057 F A X 054-333-5677	H30.2.1
小野英則	富士宮	名 称 行政書士則倫事務所	H30.2.1
藤村紀子	西遠	支 部 静岡 郵便番号 422-8004 住 所 静岡市駿河区国吉田二丁目4番26号 T E L 054-263-5485 F A X 054-655-0513	H30.2.1
岩崎一雄	沼津	事務所属性 行政書士法人の社員 名 称 あいわ行政書士法人	H30.2.1
青島義仁	静岡	T E L 054-374-2878 F A X 054-285-1394	H30.2.5
青木正勝	静岡	郵便番号 420-0856 住 所 静岡市葵区駿府町1番47号 藤ビル4階	H30.2.15

届出事項の変更（法人）

事務所の名称	支 部	変 更 後 の 事 項	変更年月日
K ア ン ド F 行政書士法人 静岡支所	静岡	郵便番号 420-0856 住 所 静岡市葵区駿府町1番47号 藤ビル4階 社 員 代表社員 青木正勝	H29.12.22

廃 業

氏名又は名称	支 部	事 務 所	廃業年月日
日 宇 功 太	沼津	沼津市大岡877番地の6	H29.12.31
白 井 直 方	掛川	菊川市青葉合一丁目10番地の7	H30.1.30
高 林 紀 雄	西遠	浜松市浜北区新原3719番地の1	H30.1.31
片 瀬 芳 明	静岡	静岡市駿河区国吉田二丁目4番26号	H30.2.28
小山田宏美	沼津	沼津市北高島町21番46号	H30.2.28
氏 原 一 豊	富士宮	富士宮市小泉1530番地の9	H30.3.1
小 林 良 司	榛原	牧之原市細江1015番地の13	H30.3.9
山 本 順 平	伊豆	伊豆の国市吉田91番地	H30.3.10
八 谷 由 賀 利	中遠	袋井市久能1245番地の5	H30.3.19
庄 司 正	三島	駿東郡清水町徳倉1149番地の4	H30.3.20
殿 岡 正 紀	沼津	沼津市根古屋487番地の4	H30.3.20
富 田 光 男	伊豆	伊東市松川町5番28号	H30.3.30
川 平 伊 津 美	富士宮	富士宮市豊町13番6号	H30.3.31

氏名又は名称	支 部	事 務 所	廃業年月日
望 月 金 苗	静 岡	静岡市駿河区石田1丁目1番46号 静岡信用金庫石田ビル3F	H30.3.31
鈴 木 幸 男	西 遠	浜松市西区雄踏町宇布見4708番地の1	H30.3.31
増 田 巧	富 士	富士市西柏原新田355-1	H30.3.31
大 澤 輝 夫	伊 豆	伊東市富戸612-8	H30.3.31
金 田 達 夫	志 太	藤枝市高岡1-12-27	H30.3.31
千 野 慎一郎	沼 津	沼津市松沢町12番地の1	H30.3.31
八 木 正 一	島 田	島田市川根町家山709番地	H30.3.31
川 瀬 強 士	中 遠	磐田市豊岡4506番地1	H30.3.31
北 川 浩 三	島 田	島田市若松町2598番地の1	H30.3.31
渥 美 昌 義	富士宮	富士宮市東阿幸地170番地	H30.3.31
谷 村 宏 勝	三 島	三島市長伏132番地の1	H30.3.31
須 賀 錦 司	清 水	静岡市清水区北脇新田643番地の19	H30.3.31
中 村 正 勝	島 田	島田市川根町葛籠1086番地の1	H30.3.31
大 澤 満	榛 原	御前崎市御前崎4521番地	H30.3.31
六 所 幸 雄	富 士	富士市天間1461番地の35	H30.3.31
蠣 崎 建 之	静 岡	静岡市葵区北安東四丁目23番6号	H30.3.31
下 山 和 則	三 島	駿東郡長泉町下土狩715番地の5	H30.3.31
神 谷 よし江	西 遠	浜松市浜北区尾野1442番地の6	H30.3.31
松 井 棟 雄	榛 原	御前崎市白羽5810番地の8	H30.3.31
山 田 雅 一	志 太	藤枝市前島2丁目2番8号 リバージュF	H30.3.31
中 村 睦	静 岡	静岡市駿河区馬淵四丁目10番16-8号	H30.3.31
松 下 裕 子	西 遠	浜松市中区西浅田二丁目4番40号	H30.3.31

訃報 謹んでご冥福をお祈りいたします。

氏 名	支 部	事 務 所	廃業年月日	亨 年
川 上 佳 一	富士宮	富士宮市泉町723番地 泉パレス401	H29.12.23	46
谷川原 岩 男	西 遠	浜松市中区元城町216番地11	H29.12.26	58
神 尾 睦	富 士	富士市石坂83番地の1 307号	H30.1.22	78
鈴 木 康 之	中 遠	袋井市袋井350番地	H30.2.5	63

会員数	1,527名
平成30年3月31日 現在	19法人

講習会・研修会

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）申請及び
運輸業務取扱者名簿追加登載考査

日 時 平成30年2月14日(水)自13時00分至17時00分
場 所 もくせい会館2階 第1会議室
講 師 運輸委員会 米原 透 委員
静岡県警察本部

内 容 (1) 自動車登録のHow-to ～紙申請か？
OSSか？～
(2) OSS対応について

受講者数 22名

経営革新計画・補助金申請・経営力向上計画に関する講習会

日 時 平成30年3月1日(木)自13時30分至16時45分
場 所 静岡県総合社会福祉会館シズウェル6階601
会議室
講 師 清水支部 鳥居 秀成 会員
(中小企業診断士)

内 容 (1) 経営革新計画申請書類作成のポイント
及び補助金申請に付いて
(2) 経営力向上計画の意義、利点及び申請
書作成のポイント

受講者数 37名



著作権業務普及グループ講習会

日 時 平成30年2月19日(月)自13時30分至17時00分
場 所 もくせい会館2F 第1会議室
講 師 特許庁上席産業財産権専門官 西田 拓也様
長野県行政書士会 行政書士 臼井 清文様
内 容 (1) 知的財産権制度の概要
(2) 企業におけるアイディア・デザイン&
ブランドの保護と活用事例

受講者数 26名



入管業務初心者

日 時 平成30年2月21日(水)自13時30分至16時45分
場 所 静岡市産学交流センター「ペガサート」7
階 大会議室
講 師 第1部 新村夕子 国際委員
第2部 守屋和弘 国際委員
第3部 齋藤 誕 静岡支部国際部員
内 容 (1) 在留資格認定証明書交付申請（技術・
人文知識・国際業務）について
(2) 在留期間更新許可申請（技術・人文知
識・国際業務）について
(3) 在留期間更新許可申請（定住者）につ
いて

在留資格認定証明書更新申請（家族滞
在）について

受講者数 55名



平成29年度著作権相談事例オープンセミナー（第4回）

日 時 平成30年 3月10日(土)自13時30分至16時30分
 場 所 静岡県行政書士会館 3階会議室
 講 師 第1時限 著作権相談員 大高まゆみ
 第2時限 著作権相談員 北村 和夫
 第3時限 著作権相談員 田中めぐみ
 内 容 第1時限 コンサートを企画しています
 第2時限 権利侵害・無断流用
 第3時限 判例：「著作権星座版事件」大
 阪地裁平成25年 4月18日判決

受講者数 13名

平成30年度経営事項審査説明会（第1部）
 平成30年度経営事項審査説明会（第2部）

日 時 平成30年 3月16日(金)
 第1部 自13時35分至15時30分
 第2部 自15時45分至17時00分
 場 所 静岡県総合研修所もくせい会館「富士ホー
 ル」
 講 師 静岡県交通基盤部建設支援局建設業許可班
 主査 鈴木 裕善様
 内 容 第1部 平成30年度の経営事項審査申請に
 ついて
 第2部 事前審査上の注意・確認事項等

受講者数 第1部 196名
 第2部 192名

地理的表示（GI）保護制度及び食品衛生管理の
 国際基準（HACCP）に関する講習会

日 時 平成30年 3月20日(火)自13時30分至17時00分
 場 所 静岡市産学交流センター 6階「プレゼンテー
 ションルーム」
 講 師 第1部 農林水産省食料産業局知的財産課
 課長補佐 石戸拓郎様
 第2部 静岡県健康福祉部生活衛生局衛生
 課食品乳肉衛生班
 主任 森 大典様

第3部 業務開拓PT委員
 山本訓靖（志太支部）

内 容 第1部 GI制度の概要
 第2部 HACCPによる衛生管理の制度化
 の概要
 第3部 行政書士が経済産業に参入する新
 知的財産業務について

受講者数 17名

つぶやき

第一生命保険が毎年行っている、全国の小学6年生までの児童を対象に行なったアンケート「大人になつたらなりたいもの」。2017年の調査結果が今月1月5日に発表されました。

7年連続「サッカー選手」だった男の子の部門では、15年振りに「学者・博士」が1位を獲得。この結果には、2014年以降、立て続けに日本人がノーベル賞を受賞していることが背景にあるからではないかと推測されていますが、最近説得力のある説が急浮上しています。

それは、特撮「仮面ライダー」の主人公の職業が子どもたちの憧れに影響しているというもの。実際、ここ最近の主人公の職業と、子供がなりたいものの順位を見てみると、2017年：物理学者（仮面ライダービルド）

－なりたいもの1位「学者・博士」

2016年：研修医（仮面ライダーエクゼイド）

－なりたいもの5位「医者」

2014年：刑事（仮面ライダードライブ）

－なりたいもの3位「警察官・刑事」

こんな具合にリンクしているのです。

そもそもこれらの職業は子供に人気があるため、いつの時代もランクインしてはいるものの、主役の職業とマッチしたときは明確に順位が上がっているとのこと。

そして子供の頃の憧れは、時にはその後の人生を左右することも。子供の頃「キャプテン翼」に影響を受け、サッカーを始めた人が多いのは有名な話です。

話は変わってマクドナルド。

日本マクドナルドの創業者、藤田田氏は「人間は12歳までに食べてきたものを一生食べ続ける」と語り、子供をターゲットにしたハンバーガーを売り続けました。

その結果はご存知の通り。マクドナルドはもはや国民食と言っても良いほど馴染みある存在となりました。

これは、子供をターゲットにした長年に渡るマーケティングの成果と言えます。

翻って我々行政書士。

子供からの知名度は、両親や身内が従事していない限り、知名度は殆どゼロではないでしょうか。

行政書士の知名度拡大が急務とされている昨今、そのヒントはまさに上記2つの事例にある気がします。

子供が大人になるまでは時間がかかります。ですが、その期間を真面目に捉えるかそうでないかで結果が違ってくると思うのです。 火野紘汰

本屋で面白そうな本を見つけると、ついつい買ってしまう。実際に読んでみて「買わなきゃよかった。」と思う本がある一方で「大当たり！」という本もある。そんな、「大当たり！」と思える一冊が『日本人の叡智』という本。著者は、以前、静岡文化芸術大学で先生をしていた磯田道史さんで、内容はというと、2ページを使い、日本人なら誰でも知っている人から一般にはほとんど知られていない人の言葉の紹介し解説をしていくというもの。全部で98人の言葉が紹介されていて、どれも「なるほど。」と思うものばかり。その中から、「やっぱりこの人はスゴイ。」と思った言葉の一つを紹介します。

「行政改革といふことは、よく気を付けないと弱い者いぢめになるヨ。」

現代にそのまま当てはまりそうですが、これはあの勝海舟の言葉。勝海舟が亡くなったのは1988年、100年以上前にこのようなことを言っていたとはビックリです。ちなみに、この本の中では、勝の次のような言葉も紹介されています。

「全体、改革といふことは、公平でなくてははいけない。そして大きい者から始めて、小さいものを後にするのがよいヨ。言い換えれば、改革者が一番に自分を改革するのサ。」 誰かさんに聞かせたい言葉ですネ。 ヒポボタマス三世

YouYuber（ユーチューバー）という言葉をご存じだろうか？

小学生の将来になりたい職業にもランクインしているほど人気ですが、この業界の方々では言葉は知っているが見た事がある方は少ない様に思います。

かくいう自分もみた事がありませんでした。見ていなかった理由はくだらないと思っていたからです。でも見てみると面白かったり、参考になることがあったりして熱中してしまい気が付くとすごく時間が経っていて驚きますが…

そのなかの1人のユーチューバーの動画で革靴の磨き方がアップロードされていて、動画どおりに道具を使って黒の革靴を鏡面磨きまですると磨いてみたところ5年履いた靴がビックリする程、綺麗になりました。

動画なので具体的に参考になる動画もありますし、くだらないと感じる動画もありますが視聴回数が多いユーチューバーは億単位で稼いでいるらしく、小学生に人気があるのはわかりましたが、自分の子供は辞めて欲しいと思ったのは時代についていけないのでしょうか… 時代遅れ？

編集後記

今年初めは、全国的に気温が低く、東日本では記録的な積雪を記録したと思ったら、一気に気温があがり、例年より早い桜の開花を迎えました。

正にジェットコースターに乗っているような気候の変化を感じます。

特に、季節の変わり目は一日の寒暖差が大きいと聞きます。体調管理には気をつけたいところです。

さて、あっという間に桜の季節は去り、平成30年度が本格スタートしました。

身体より大きなランドセルを背負った小学生や、スーツに着せられてる感が強い新社会人の姿を見かけると、身近に新しい変化があるわけでもないのに、心が引き締まります。

行政書士を開業した頃の自分を思い出し、『初心忘るべからず』という諺を肝に銘じる春の日です。

特定行政書士は

行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。



難民不認定

出入国管理及び難民認定法

申請者は、本国において民主化運動指導者らと社会活動を行い、本邦においても反本国政府団体に加入し活動を行っていることなどから、帰国すれば本国政府による迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったが、申請者の供述を前提としてもデモ参加程度にとどまり、難民条約上の迫害のおそれがあるとは認められないとして不認定となった。申請者はこれを不服として異議申立てを行うことが考えられる。

建設業許可申請の不許可処分

建設業法

建設業許可申請を行ったところ、経營業務の管理責任者としての経験年数が要件を満たしていないこと、経營業務の管理責任者の常勤性に疑義があることを理由に不許可となった。

経營業務管理責任者としての経験年数や常勤性について、その判断を見直す余地がある場合に不服申立てをすることが考えられる。

産業廃棄物処理施設の設置許可申請の不許可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

産業廃棄物処理施設の設置許可申請を行ったところ、不許可処分となった。申請先の自治体においては、条例により周辺住民の同意書の提出が許可要件となっていて、その要件を満たしていないことが理由とのことだったが、周辺住民の同意書の提出を許可要件としていることに疑義がある場合に、不服申立てすることが考えられる。

特定行政書士になろう

□「行政手続きのプロフェッショナル」の安心感をお客様に

□行政書士の新たな活躍の場

□お客様の「困った…」を最後まで支える

広がる可能性。
広げる将来性。



特定行政書士法定研修は制度の未来への試金石

行政書士法改正(平成26年12月27日施行)により、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士(特定行政書士)は、行政不服申立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。行政書士証票に「**特定行政書士**」が付記されます。

【申込期間】 平成30年5月1日[火]~5月31日[木]

【研修期間】 平成30年7月~10月
(期間内で各単位会が指定するクールにて実施します。)

【考査日】 平成30年10月21日[日]

※詳細は月刊「日本行政」5月号掲載の「平成30年度特定行政書士法定研修募集要項」及び日行連ホームページ「特定行政書士特設サイト」をご覧ください。



「プレ研修」は
日行連
ホームページで
公開中!

講義科目

行政法総論、行政手続制度概説、行政手続法の論点
行政不服審査制度概説、行政不服審査法の論点
行政事件訴訟法の論点、要件事実・事実認定論
特定行政書士の倫理、総まとめ



日本行政書士会連合会



静岡県行政書士会

発行 静岡県行政書士会 会長 平岡康弘 編集 広報委員長 杉本和也

〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番113号 TEL054-254-3003・254-3005 FAX054-254-9368

印刷 池田屋印刷株式会社 〒422-8058 静岡市駿河区中原746番の1 TEL054-285-8275 FAX054-284-2846

発行年月日 平成30年4月30日